

○東京藝術大学学長室規則

〔平成28年11月17日
制 定〕

改正 令和5年10月26日

(設置)

第1条 本学に、東京藝術大学学長室（以下「学長室」という。）を置く。

(任務)

第2条 学長室は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 学長の特命事項等に関する事
- (2) 本学における経営戦略等の基礎となる情報収集、現状調査及び分析
- (3) その他学長が定める事項

(組織)

第3条 学長室は、本学の職員のうちから学長が任命する職員で組織する。

(任期)

第4条 室員の任期は、学長の定める期間とする。ただし、学長の任期の範囲内とする。

(庶務)

第5条 学長室の庶務は、企画総務課にて処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、学長室の運営等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年11月17日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年11月1日から施行する。